改正後	改正前
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「令」という。）第十六条の規定に基き、内閣府の所管に属する補助金等の事務を委任する範囲及びその委任を受ける者は、次の各号に定めるところによるものとする。 一　［略］ 二　委任を受ける者 1　［略］ 2　内閣府本府の所掌に属する補助金等のうち内閣総理大臣の指定する補助金等の事務　内閣府沖縄総合事務局長 3　［略］ 4　［略］ 5　［略］ 6　［略］ 7　［略］ 8　［略］	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「令」という。）第十六条の規定に基き、内閣府の所管に属する補助金等の事務を委任する範囲及びその委任を受ける者は、次の各号に定めるところによるものとする。 一　［同上］ 二　委任を受ける者 1　［略］ ［号を加える。］ 2　［同上］ 3　［同上］ 4　［同上］ 5　［同上］ 6　［同上］ 7　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○内閣府令第十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第三項第二号の規定に基づき、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一号中「実施期間に」の下に「地方活力向上地域特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において」を加え、同条第二号中「前号の」の下に「特定業務施設において」を「事業所から」の下に「当該特定業務施設に」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の実施期間に、特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員の数の減少が見込まれる場合にあっては、当該減少が見込まれる従業員の数（その数が定年に達したことにより退職する者の数と自己の都合により退職する者の数の合計の数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）を限度として当該特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員を特定集中地域にある他の事業所から当該特定業務施設に転勤させる者とみなす。

別記様式第二十四を次のように改める。

別記様式第24（第28条関係）

地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定申請書（移転型事業）

年　月　日

認定都道府県知事の氏名　殿

事業者の名称及び代表者の氏名　　印

地域再生法第17条の２第１項の規定に基づき、同項第１号に掲げる事業（移転型事業）に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を申請します。

注　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

地方活力向上地域特定業務施設整備計画

1　地方活力向上地域特定業務施設整備計画の内容

(1)　特定業務施設の整備内容

①　整備目的

②　整備内容

ア）特定業務施設の種別

事務所		研究所		研修所		その他	

※特定業務施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

イ）整備場所

※整備場所は、特定業務施設を整備する住所を記載すること。賃貸による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

ウ）取得等の別

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

※所有地に特定業務施設を整備する場合は、土地の用途変更欄に「○」を記載すること。

エ）特定業務施設となる建物等

区分	項目	全体	対象部分	備考
土地	敷地面積	㎡	㎡	
建物	延べ床面積	㎡	㎡	
建物附属設備	種類			
	数量等			
構築物	種類			
	数量等			
機械装置	種類			
	数量等			

※特定業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その整備全体について記載することとし、備考欄に対象となる具体的な部分（対象部分のあるフロア等）等を記載すること。